

頁	新 (正)	旧 (誤)
272	3. 納税申告等に係る事前教示 (第3パラグラフ)	
	事前教示は、原則として、…<u>から3年間尊重される</u> (…他の法令の適用の有無を除く。)《関法基本通達 <u>7-18-1 (9) イ、ロ (イ)</u>、<u>7-19-1 (9) イ、ロ (イ)</u> …》。この文書による照会は、…受け付けることができる (…旨の規定はない。)《関法基本通達 <u>7-18-1 (3) イ、7-19-1 (3) イ</u> …》。 (注) 法令の改正に伴い…不利になる場合であっても<u>救済措置はない</u>《関法基本通達 <u>7-18-1 (7) ロ、7-19-1 (7) ロ</u>、…》。他方、… (後略) なお、文書により行われた回答における…税関に提出しなければならない《関法基本通達 <u>7-18-1 (8) イ、…、7-19-1 (8) イ</u>》。	事前教示は、原則として、…から3年間尊重される (…他の法令の適用の有無を除く。)《関法基本通達 <u>7-18 (8) ロ</u> …》。この文書による照会は、…受け付けることができる (…旨の規定はない。)《関法基本通達 <u>7-18 (3) イ</u> …》。 (注) 法令の改正に伴い…不利になる場合であっても<u>救済措置はない</u>《関法基本通達 <u>7-18 (7) ロ、…</u>》。他方、… (後略) なお、文書により行われた回答における…税関に提出しなければならない《関法基本通達 <u>7-18 (7) イ、…</u>》。
273	3. 納税申告等に係る事前教示 (1) 関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る文書による照会の対象となる範囲等	
	照会ができるのは、…を満たす必要がある《関法基本通達 <u>7-18-1 (1)、(2)、7-19-1 (1)、(2)</u>》。なお、照会書の受理後に…送付することになる (下記 (2) 及び (3) においても同様)《関法基本通達 <u>7-18-1 (5) イ、7-19-1 (5) イ</u> …》。 イ (省略) ロ 照会者が…提出することができる《関法基本通達 <u>7-18-1 (3) ロ、7-19-1 (3) ロ</u>》。	照会ができるのは、…を満たす必要がある《関法基本通達 <u>7-18 (1)、(2)</u>》。なお、照会書の受理後に…送付することになる (下記 (2) 及び (3) においても同様)《関法基本通達 <u>7-18 (5) イ</u> …》。 イ (省略) ロ 照会者が…提出することができる《関法基本通達 <u>7-18 (3) ロ</u>》。
274	4. 納税申告等に係る事前教示	
	(4) 回答内容の公開 前記 (1) に係る<u>関税率表適用上の…期間後に公開する</u>《関法基本通達 <u>7-18-1 (6)、7-19-1 (6)</u>、…》。 (5) 口頭による照会の対象となる範囲等 ① 関税率表の適用上の所属区分等又は原産地に関する照会 照会ができるのは…を満たす必要がある《関法基本通達 <u>7-18-2 (1)、(2)、7-19-2 (1)、(2)</u>》。 なお、口頭による照会に対する回答は、…諸署において回答する《関法基本通達 <u>7-18-2 (3) ハ、7-19-2 (3) ハ</u>》。	(4) 回答内容の公開 前記 (1) に係る<u>関税率表適用上の…期間後に公開する</u>《関法基本通達 <u>7-18 (6)</u>、…》。 (5) 口頭による照会の対象となる範囲等 ① 関税率表の適用上の所属区分等又は原産地に関する照会 照会ができるのは…を満たす必要がある《関法基本通達 <u>7-19-1 (1)、(2)</u>》。 なお、口頭による照会に対する回答は、…諸署において回答する《関法基本通達 <u>7-19-1 (3) ハ</u>》。

頁	新 (正)	旧 (誤)
275 ～ 276	4. 納税申告等に係る事前教示 (6) インターネットによる照会の手続等 ① 関税率表の適用上の所属区分等又は原産地に関する照会 照会ができるのは輸入者等であり、…要件を満たす必要がある《関法基本通達 <u>7-18-3</u> (1)、(2)、<u>7-19-3 (1)、(2)</u>》 また、照会は、主要な輸入申告予定官署が判明している場合は…本関(首席関税監査官等 <u>又は首席原産地調査官等</u>)において、それ以外の場合は…本関(首席関税監査官等 <u>又は首席原産地調査官等</u>)において、それぞれ受け付ける(関法基本通達 <u>7-18-3</u> (3) <u>イ、7-19-3 (3) イ</u>)。 <u>インターネットによる照会は、…することにより行う《関法基本通達 7-18-3 (3) ロ本文、7-19-3 (3) ロ本文</u>》。 i ～ iv (省略) ただし、照会者が、…することにより行う《関法基本通達 <u>7-18-3</u> (3) <u>ロただし書、7-19-3 (3) ロただし書</u>》。 なお、文書による照会に準じた取り扱いへの切替は、…<u>審査の際に尊重される《関法基本通達 7-18-3 (5) ロ、ハ、7-19-3 (5) ロ、ハ、7-18-1 (8)、(9) イ、7-19-1 (8)、(9) イ</u>》。	① 関税率表の適用上の所属区分等又は原産地に関する照会 照会ができるのは輸入者等であり、…要件を満たす必要がある《関法基本通達 <u>7-19-2</u> (1)、(2)》 また、照会は、主要な輸入申告予定官署が判明している場合は…本関(首席関税監査官等)において、それ以外の場合は…本関(首席関税監査官等)において、それぞれ受け付ける(関法基本通達 <u>7-19-2</u> (3) <u>イ</u>)。 <u>インターネットによる照会は、…することにより行う《関法基本通達 7-19-2 (3) ロ本文</u>》。 i ～ iv (省略) ただし、照会者が、…することにより行う《関法基本通達 <u>7-19-2</u> (3) <u>ロただし書</u>》。 なお、文書による照会に準じた取り扱いへの切替は、…<u>審査の際に尊重される《関法基本通達 7-19-2 (5) ロ、ハ、7-18 (8)、(9) イ</u>》。
278	4. 納税申告等に係る事前教示 Check! ① (前略) …《関法基本通達 <u>7-18-1</u> (1)》。 ② (前略) …《関法基本通達 <u>7-18-1</u> (2)》。 ③ (前略) …《関法基本通達 <u>7-18-1</u> (3) <u>ロ (ロ)</u>》。 ④ (省略) ⑤ (前略) …《関法基本通達 <u>7-18-1</u> (6)》。 ⑥ (前略) …《関法基本通達 <u>7-18-3</u> (5) <u>ロ</u>》。	① (前略) …《関法基本通達 <u>7-18</u> (1)》。 ② (前略) …《関法基本通達 <u>7-18</u> (2)》。 ③ (前略) …《関法基本通達 <u>7-18</u> (3) <u>ロ (ロ)</u>》。 ④ (省略) ⑤ (前略) …《関法基本通達 <u>7-18</u> (6)》。 ⑥ (前略) …《関法基本通達 <u>7-19-2</u> (5) <u>ロ</u>》。

頁	新（正）	旧（誤）
468	[4] 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税 4. 輸出の際の手続 （末尾に追加）	
	関税の軽減を…（後略） (1) （省略） (2) （省略） (3) （省略） 【輸出手続の特例】 <u>加工又は修繕用の輸出貨物が特定輸出者又は認定通関業者の輸出申告に係る貨物のときは、上記の確認申告書のうちの交付用については、輸出者に当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、その作成を省略して差し支えない。又。加工又は修繕のため輸出するものであることを証する書類（契約書等）については、その写しの提出又は提示を認める。（定率法基本通達 11－6）</u>	関税の軽減を…（後略） (1) （省略） (2) （省略） (3) （省略） （新規）
469	[4] 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税 5. 減税の手続 （末尾に追加）	
	【特例申告貨物の輸入時の手続】 特例申告貨物について…（後略） 【減税手続の特例】 <u>当該減税に係る輸入貨物が特例輸入者又は認定通関業者の輸入申告に係る貨物のときは、輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書及び加工又は修繕を証する書類（契約書等）についてその写しの提出を認め。確認申告書について、輸入者に対して当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提示の省略を認める。</u> <u>なお、輸出手続の特例の適用を受けた貨物について、減税手続の特例を受けることができる場合は、当該貨物を申告した者の名をもって輸入申告されるものに限る。（定率法基本通達 11－7）</u>	【特例申告貨物の輸入時の手続】 特例申告貨物について…（後略） （新規）

頁	新（正）	旧（誤）
562	[2] 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 5. 原材料の輸出手続（末尾に追加）	
	(前略) …措置をとらなければならない《暫定令第 22 条第 3 項》 【原材料の輸出手続の特例】 <u>輸出原材料が特定輸出者又は認定通関業者の輸出申告に係る貨物のときは、上記の確認申告書のうち交付用については、輸出者に対して、当該申告書に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、その作成を省略して差し支えない(ただし、一契約に係る 2 回目以降の輸出原材料の輸出申告がある場合などのときは除く)。</u> <u>又、加工又は組立てのため輸出するものであることを証する書類（契約書等）の返付用についても輸出者に対して、当該契約書等に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、その作成を省略して差し支えない（ただし、一契約に係る輸出原材料が分割又は継続して輸出される場合などのときは除く）。</u>(暫定法基本通達 8－9)	(前略) …措置をとらなければならない《暫定令第 22 条第 3 項》 <u>(新規)</u>
562	[2] 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 6. 製品の減税手続（末尾に追加）	
	特例申告貨物について…を付記しなければならない《暫定令第 23 条第 4 項》。 【製品の減税手続の特例】 <u>当該減税に係る製品が特例輸入者又は認定通関業者の輸入申告に係る貨物のときは、輸出許可書又はこれに代わる税関の証明書及び加工又は組立てを証する書類（契約書等）についてその写しの提出を認め、又、輸入者に対して、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立ての際に生ずる副産物の処理状況、確認申告書の書類等に相当する書類を適切に管理することを求めた上で、減税明細書の附属書、確認申告書等の提出又は提示の省略を認める。</u>(暫定法基本通達 8－13)	特例申告貨物について…を付記しなければならない《暫定令第 23 条第 4 項》。 <u>(新規)</u>

頁	新 (正)	旧 (誤)
569	[14] 特恵関税制度 2. 特恵受益国の指定要件	
	(1) 特恵受益国等 (130か国・地域 (126か国、4 地域)、<u>2025年</u> 4 月 1 日現在) (省略) (2) 特別特恵受益国 (44か国、<u>2025年</u> 4 月 1 日現在) 特別特恵受益国は、特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により、後発開発途上国 (LDC) とされている<u>国及びこれに準ずる国 (後発開発途上国であった国で後発開発途上国でなくなる総会決議 (後発開発途上国卒業) から起算して 2 年を経過しない国) で</u>、特恵関税についての…政令で定める国である《暫定法第 8 条の 2 第 3 項、<u>暫定令第 25 条第 5 項</u>》。 具体的には、その国の…されている《暫定令第 25 条<u>第 6 項</u>》。 なお、特別特恵受益国のうち次の各号のいずれかに該当するものは、…財務大臣が定める日において、特別特恵受益国でなくなる《暫定令第 25 条<u>第 8 項</u>》。 ① (省略) ② 国際連合総会の決議により後発開発途上国でなくなったものについては、<u>その決議の日から起算して 2 年を経過した日</u>	(1) 特恵受益国等 (130か国・地域 (126か国、4 地域)、<u>2024年</u> 4 月 1 日現在) (省略) (2) 特別特恵受益国 (44か国、<u>2024年</u> 4 月 1 日現在) 特別特恵受益国は、特恵受益国等のうち、国際連合総会の決議により、後発開発途上国 (LDC) とされている<u>国で</u>、特恵関税についての…政令で定める国である《暫定法第 8 条の 2 第 3 項》。 具体的には、その国の…されている《暫定令第 25 条<u>第 5 項</u>》。 なお、特別特恵受益国のうち次の各号のいずれかに該当するものは、…財務大臣が定める日において、特別特恵受益国でなくなる《暫定令第 25 条<u>第 7 項</u>》。 ① (省略) ② 国際連合総会の決議により後発開発途上国でなくなったものについては、<u>その決議の日</u>
628	[2] 輸出の承認 1. 輸出の承認を要する場合	
	(2) 北朝鮮を仕向地として輸出する場合《輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 2、附則第 3 項》(令和 <u>9</u> 年 4 月 13 日まで)	(2) 北朝鮮を仕向地として輸出する場合《輸出令第 2 条第 1 項第 1 号の 2、附則第 3 項》(令和 <u>7</u> 年 4 月 13 日まで)
631	[3] 輸出許可の特例 (第 2 パラグラフ)	
	輸出許可の特例とされるのは、…ただし、<u>輸出令別表第 1 の 1 の項に掲げる貨物 (武器) は、例外的に特例が適用できる場合 (自衛隊との共同訓練のため外国の軍隊が本邦に持ち込んだものを持ち帰るため輸出するもの) を除き、</u>特例から除外されていることに注意する必要がある《輸出令第 4 条第 1 項ただし書》。	輸出許可の特例とされるのは、…ただし、<u>輸出令別表第 1 の 1 の項に掲げる貨物 (武器) は、いかなる場合でも</u>特例から除外されていることに注意する必要がある《輸出令第 4 条第 1 項ただし書》。

頁	新（正）	旧（誤）
640	[2] 輸入割当制度 2. 輸入割当ての申請手続	
	(前略) なお、輸入割当申請及び輸入承認申請は、同時に行うことができる（輸入規則第2条第1項第1号ハ）。 <u>(注) 輸入貿易管理規則第2条第1項第1号ハでは、経済産業大臣が告示で定める貨物について、同時申請を不可としているが、令和3年4月1日施行の告示で、この同時申請を不可とする告示は廃止されていて、現在同時申請ができないものは無い。</u>	(前略) なお、輸入割当申請及び輸入承認申請は、 <u>水産物以外の品目については、同時に</u> 行うことができる（輸入規則第2条第1項第1号ハ）。 <u>(新規)</u>
642	[3] 2号承認品目及び2の2号承認品目 1. 2号承認品目	
	(6) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入（令和 <u>9</u> 年4月13日まで）	(6) 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全貨物の輸入（令和 <u>7</u> 年4月13日まで）
645	[4] その他公表品目 2. 税関に書類の提出を要するもの（通関時時確認制度）（三一八）	
	(8) ダイヤモンド原石でその容器又は包装が開いていないもの……国際証明制度に基づき船積地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書	(8) ダイヤモンド原石でその容器又は包装が開いていないもの……国際証明制度に基づき船積地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書 <u>(ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものを除く。)</u>